

P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による
著作権侵害に係る発信者情報開示請求への対応について

昨今、P2P ファイル共有ソフトを用いて違法に著作物のダウンロード及びアップロードを行い、当該著作物の著作権を侵害したとして、情報流通プラットフォーム対処法¹（以下「法」という。）に基づく発信者情報開示請求の申立てがなされる事案が著しく増加している。総務省が実施したアンケート調査によれば、令和 6 年にアクセスプロバイダ²に対して申し立てられた発信者情報開示請求³（訴訟、仮処分、非訟⁴、任意請求の総数）154,484 件のうち、約 95.6%に相当する 147,746 件が特定の P2P ファイル共有ソフトを用いたアダルト動画の著作権侵害を内容とする事案であることが判明している⁵。

当該請求への対応に当たる裁判所及びアクセスプロバイダからは、請求件数の急激な増加により多大な負担が生じ、発信者情報開示請求への対応以外の業務を含む業務の円滑な遂行に支障を来しつつある旨の声が寄せられている。

法が規定する発信者情報開示制度は、権利侵害を受けた者の被害救済等を目的とする制度であるところ、著作権等の財産権侵害事案についても被害救済の必要性が生じ得ることは、誹謗中傷等による人格権侵害事案と変わるものではない。

しかし、上記のような特定の種類の事案に係る発信者情報開示請求が大量に申し立てられ、当該事案への対応のために裁判所及びアクセスプロバイダのリソースが大量に費消されることは、人格権侵害事案も含む発信者情報開示制度の円滑な運用を妨げ、ひいては、権利侵害事案全般に関する迅速な被害救済が妨げられることにも繋がりがかねない。

以上から、発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために早期に着手しうる対策の一環として、現時点における総務省の対応等を以下のとおり整理し、関係者等による対応を促すものである。

¹ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）

² 法の対象となる「特定電気通信役務提供者」（以下「プロバイダ」という。）は、大きく分けて、①権利侵害情報を媒介するインターネット接続サービス事業者（アクセスプロバイダ）と、②権利侵害情報が書き込まれる場・サービスを提供する事業者（コンテンツプロバイダ）に分類することが可能と考えられる。

³ 法第 5 条第 1 項に基づく発信者情報開示請求

⁴ 法第 8 条に基づく発信者情報開示命令の申立て

⁵ アンケート調査は、アクセスプロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性もある。また、当該事案においては、1 件の申立ての中で大量のログに係る請求がなされることが多く、このこともアクセスプロバイダの負担に繋がっているとの声が寄せられている。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるものである。

1. 迅速な被害救済の実現に向けた対策

(1) 著作権侵害行為の抑制に向けた周知啓発

P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害に係る発信者情報開示請求の件数が発信者情報開示請求全体の約 95.6%を占める現状においては、著作権侵害行為の抑制を通じて、発信者情報開示請求の件数の適正化を図ることが何より重要と考えられる⁶。

一方、P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害行為（アダルト動画のダウンロード及びアップロード）について、P2P ファイル共有ソフトの仕組み⁷や著作権侵害リスクを十分に認識せずに行われている実態があると考えられるため、総務省としては、P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害行為が安易に行われることがないように、総務省ウェブサイト上で利用者に対する注意喚起を行っている⁸。

なお、周知啓発活動については、既にアクセスプロバイダ、業界団体及び国民生活センター等においても実施されているところ、今後、著作権者を含む関係者による一層の取組がなされることが期待される。

(2) 検知システムの技術的信頼性の確認

発信者情報の開示に当たっては、発信者のプライバシーや通信の秘密等の権利利益との権衡上、法第5条第1項第1号に定める「権利侵害の明白性」等の要件について適切な判断がなされる必要がある。

この点について、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」⁹では、P2P ファイル共有ソフトによる権利侵害情報の流通を検知するシステムのうち、信頼性の高いものについて「認定」を行っている¹⁰ところ、アクセスプロバイダによって

⁶ 著作権侵害の発生を予防する点で被害救済に資するほか、アクセスプロバイダが対応する開示請求の件数を減少させる点で、アクセスプロバイダの負担軽減にも資することが期待される。

⁷ 特定のファイルに係るデータを細分化した上で、当該ファイルに係るネットワークに参加する端末間で転送・交換することでファイルを共有する仕組み。これにより、ファイルのダウンロードを行った者は、当該ファイルの全部または一部についてアップロードを行うこととなる。

⁸ <https://www.soumu.go.jp/dpa/p2p/>

⁹ 特定電気通信の情報流通による権利侵害に適切・迅速に対処できるようガイドラインの検討などを行うため、通信4団体が主導して2002年2月に立ち上げた協議会であり、インターネット関連団体、著作権関連団体、商標権関連団体が構成員となっている。

¹⁰ 認定要件は以下のとおりとされている

(ア) 発信元ノードの特定方法の信頼性が以下により確認できていること

① システムの時刻データが正確であること

② メタデータが正確に記録されることにつき確認試験が十分行われていること

(イ) 調査時点で発信元ノードがファイルを送信可能状態にしている場合のみ当該ファイルをダウンロードするシステムであること。すなわち、中継機能（他のノードのファイルを一時的に複製して送信可能状態にすること）のみを担うノードを発信元ノードとして誤認せず、また、ファイルのダウンロード時に新たな送信可能状態を作出する（調査対象ノードに無かったファイルがダウンロードを契機として他のノードから複製され送信可能状態になること）ものでないこと。

(ウ) 比較検証機能を有する場合には、その信頼性が確認できていること

は、当該認定がなされたシステムの技術的信頼性を踏まえた要件充足性の判断（当該システムによる検知結果に基づいて行われる任意開示請求に応じ、発信者情報を開示する判断）を行っている例もある。

このように、現在の発信者情報開示請求の件数の大半を占める上記事案については、少なくとも現時点における P2P ファイル共有ソフトの技術的特性や「認定」スキームを前提とすれば、「権利侵害の明白性」等の要件充足性の判断に際して、検知システムの「認定」の有無を参考とすることに一定の合理性があるものと考えられる。

2. 発信者情報開示制度の適切かつ合理的な運用

（1）意見照会制度の合理的な運用

発信者情報開示請求を受けたアクセスプロバイダは、発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、発信者に対する意見照会義務を負うこととされている（法第6条第1項）。

この点について、意見照会の方法は法令上限定されていないところ、郵送による方法のほか、例えば契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛にメールを送付する方法によることも妨げられないものと考えられる。

なお、契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛てにメールを送付した場合であって、利用者の申告内容に誤りがある等専ら利用者側の事由により意見照会の連絡が到達しなかった場合であっても、当該事象による不利益は利用者が甘受すべきものであり、アクセスプロバイダにおいて改めて別途の方法による連絡を試みる義務までは負わないものと考えられる。

また、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」が定めるガイドライン¹¹において、意見照会后2週間程度経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととされているところ、事案の性質等にもよるものの、予め十分な回答期限を明示して意見照会を行った場合において、当該期間を経過しても回答がないときには、意見照会への回答がなかったことを前提として発信者情報開示請求への諾否の判断を行うことは妨げられないものと考えられる¹²。

（2）請求者による適切な開示請求の徹底

発信者情報開示制度では、被害者が、権利侵害情報を媒介するアクセスプロバイダに対して開示請求を行うことが想定されているが（法第5条第1項）、昨今、アクセスプロバイダから、P2P ファイル共有ソフトによる著作権侵害に係る発信者情報開示請求に際し、他のプロバイダが媒介した通信に係る請求が混在する事案が多数生じている旨の声が寄せられている。

¹¹ 情報流通プラットフォーム対処法 発信者情報開示関係ガイドライン
<https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/20250513gaido10.pdf>

¹² アクセスプロバイダにおいて契約者との間で個別に調整を行うことは妨げられない。

一般に、IP アドレス等の発信者情報は個人のプライバシー等として保護される事項であるところ、請求先を誤り無関係の者に対し当該情報を提供することは、当該保護される事項を開示する行為であり、発信者の権利利益を侵害することとなり得るものである。また、当該行為は、誤った請求を受けたアクセスプロバイダに対し無用な事務手続を生じさせ、業務の円滑な遂行の妨げとなるものでもある。

請求者においては、権利行使の在り方及び情報の取扱いについて、適切な対応を徹底することが求められる。

以上